

平成30年第12回農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年12月25日(火)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時05分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時50分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	出席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	出席	9	山岸 良一	欠席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	22名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課	説明員3名	
事務局	事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳	
	主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎	
	主事	新井 政貴				
説明員	主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎	
	主事	新井 政貴		農政課	佐藤 秀幸	
	農政課	小林 祐太		農政課	志水 翔希	
会議次第	別添のとおり			配布資料	別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (3) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員14名、推進委員8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時05分】</p>
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第12回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に江口委員、大山委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	本日、審議を予定しております議案第26号の案件について借賃の訂正がありましたので、利用集積計画のつづりのさしかえをお願いします。
<u>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第1 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページから3ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、農業経営規模拡のため、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積83a、農業従事者は2人、農業従事日数は250日、農機具については、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収摺機1台を所有しています。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を井上委員にお願いいたします。
井上委員	<p>番号1について、12月19日に現地確認を行いました。</p> <p>現地案内図の1から2ページを御覧ください。</p> <p>申請地は現在、農地としてされており、譲受人についても先ほどの事務局からの説明のとおり、トラクターやコンバインなどの農業機械を所有しており、所有する農地は全て耕作及び管理されております。</p> <p>また、19日に譲受人から話を聞きましたが、所有する農地は全て耕作しているとのことでした。</p> <p>つきましては、今後も耕作されると判断されますので、審議をお願いします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	質疑なしと認めます。
議長	<p>お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	異議なしと認めます。よって議案第25号については原案のとおり決定します。
議長	<p>ここで、先月の総会にて審議いたしました 議案第23号の質疑応答について、本日の総会で審議予定の 議案第26号にも関係があるかと思しますので、説明のため、農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p>
議長	先月の総会にて審議いたしました 議案第23号 の質疑応答について、これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	<p>先月の農業委員会総会で質問がありました農協が借り受けている土地の件について回答させていただきます。</p> <p>回答の中にいくつかの制度がでてきますので、まずはそれらの制度について説明させていただきます。</p> <p>現在、農地中間管理事業が行われていますが、この事業の前身として農地保有合理化事業というものを農林公社で行っておりました。これは、農用地を借りたり買ったりしたものを集めたり交換したりして貸し付ける事業でした。これをさらに進めるために、農地中間管理事業に移行したところになります。</p> <p>農地中間管理事業も担い手への農地の集積・集約を促進して農地の有効利用や</p>

	<p>農業経営の効率化を図るために、農地の中間的受け皿として設立されました。</p> <p>農地中間管理事業の一番のポイントとしては、農地中間管理機構が借り受ける と中間管理権が発生するものです。通常であれば農地の貸し借りを行うときには 農地の所有者が貸し借りの期間や条件について承認する必要がありますが、中間 管理権を取得しますと農地中間管理機構が農地の所有者の判断を仰がずに農地 の貸し借りを行えるようになります。農地の中間的な受け皿として農地の集積・ 集約化がスムーズに行えるとして、こちらの制度に移行しました。</p> <p>農地保有合理化事業の廃止に伴い、従来 of 事業で行われていたものにつつま しては、同様の仕組みで農用地利用集積円滑事業というものが設立されました。</p> <p>これは農地を貸したいが貸し手が見つからない所有者から農地を借り入れ、耕作 者を見つけ、間を取り持って農地の貸し借りを進める事業になります。この事業に ついてはJAが請け負うことになりました。</p> <p>この農用地利用集積円滑事業の中に農地所有者代理事業という事業がありまし て、これは農地所有者から委任を受け、その代理として農地の貸し借りをを行う事業 になります。</p> <p>先月の農業委員会総会で審議させていただいた、農協と■■氏の貸し借りにつ つましては、この農地所有者代理事業を活用して行う予定でした。</p> <p>制度の説明は以上となります。</p> <p>続きまして、農協が地権者から農地を借り入れた後、どうしていくのかという 質問に対して回答させていただきます。</p> <p>先月の農業委員会総会で質問をいただいた後、すみやかに農協と協議を行わせ ていただきました。</p> <p>その結果、農協も様々なことを検討いたしまして、過去に■■氏が揚水ポンプ や電柱を設置し、当該農地の整備を行った経緯もございますので、引き続きまず 1年間は■■氏に耕作を行ってみたいと方針になりました。</p> <p>ただし、荒れてしまっていることは問題ですので、■■氏ができなかった部分 については、農協が作業委託で収穫作業まで行い、収穫した米の代金から作業委 託費等をいただくことを本人と契約を行うとのことでした。</p> <p>今後も、現地について注視しながら、農協と協議を行って現地が適正な状態に 保たれるよう協力していきたいと思っております。</p> <p>議長 説明が終了しました。先月の回答については、以上でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">[了承の声あり]</p>
<p><u>議案第26号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u></p>	
<p>議長</p>	<p>日程第2 議案第26号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題と いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡 市から依頼がありました。</p> <p>これより、農政課職員から内容説明をいたさせます</p>

<p>農政課</p>	<p>議案第26号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から御説明いたします。</p> <p>本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、10月9日(火)から10月19日(金)までの9日間で受付を実施いたしました。</p> <p>全て農地中間管理事業を通じて貸借をするものでございますが、農林公社と書類等の調整に時間を要したため、先月開催された第11回農業委員会総会時に一括でお諮りできなかったことから、改めてお諮りをさせていただくものでございます。</p> <p>内容につきましては、新規設定のみで 件数 12件、筆数 21筆、面積 20,574.00㎡ となっております。</p> <p>計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、平成31年3月7日からとなります。</p> <p>なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>小野田委員</p>	<p>今説明があった農用地利用集積計画は農地中間管理機構の計画なのでしょうか。</p>
<p>農政課</p>	<p>農用地利用集積計画は市の計画になりまして、今回の案件につきましては、農地中間管理機構が土地所有者から借り受けるための手続きになります。</p>
<p>小野田委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに質疑等あれば、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。本案については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって本案については、原案のとおり決定します。</p>
<p>議案第27号</p>	<p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>日程第3 議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。</p> <p>本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。</p> <p>本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定</p>

農政課

に基づき白岡市から依頼がありました。

これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

それでは、議案第27号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を説明させていただきます。

配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされています。

意見を聴取する事項としては、次のとおりとなっております。

- ・農地のすべてを効率的に利用しているか
 - ・周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか
 - ・必要な農作業に常時従事する見込みであるか
 - ・従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか
 - ・従事する見込みがない場合は、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか
 - ・受け手希望者への農用地貸付の適否
- 以上6事項となります。

それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画（案）及び位置図をご覧ください。

位置図につきましては、農林公社が作成した位置図を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。

また、今回借り入れる農地につきましては、赤色の太線で囲ってある部分でございます。

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりでございます。今回、借受けは3件でございます。

はじめに、法人である■■です

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号1から番号243までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成26年10月に春日部市内で本社を設立しております。

現在、現在借受けている農地面積は、約35ha（蓮田、白岡、宮代）であり、市内で借受けている面積は、約26haです。また、昨年までは、市の利用権設定で農地の借受けを行っていましたが、今年度より、中間管理事業に契約の形態を変更し、農地中間管理事業に移行することになっております。

今後借りる農地については、農地中間管理機構を通じて、市内の日勝地区及び篠津地区を借入の拡大をしていく予定となっております。

また、こちらの法人は、主にネギをを栽培しており、多品種のネギに取組み栽培をしております。

農政課

次に役員の農業従事日数につきましては、320日であり、雇用労働者は、常時勤務が4名、パートタイム労働者等が、年間約20名を雇用しております。

最後に農機具等所有状況につきましては、集荷調整ハウス220㎡が1棟、トラクターが6台、耕運機5台、トラックが6台、農薬肥料散布機等でございます。

続きまして、法人である■■です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号244から番号258までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しております。

現在、■■が現在借受けている農地面積は、約12haであり、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。

また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。

次に役員の農業従事日数につきましては、250日であり、雇用労働者は、常時勤務が8名、が、パートタイム労働者等は、年間約20名（障害者）を雇用しております。

最後に農機具等所有状況につきましては、育苗用ハウス100㎡が4棟、集荷調整ハウス150㎡が1棟、トラクターが3台、耕運機3台、トラックが4台等でございます。

最後に、法人である■■です。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号259から番号264までとなります。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜菖蒲町内で事務所を設立しております。

■■が現在借受けている農地面積は、約70haであり、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。

また、現在、白岡市内で借受けている面積につきましては約3.4haとなっております。

今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣の市町村で借入れを拡大していく予定となっております。また、こちらの法人は、主に水稻を栽培しております。コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしており、今年度からネギの栽培に取り組んでおり、作付面積については、2ha程度の作付けしております。

次に役員の農業従事日数は、300日で、雇用労働者は、常時勤務は4名、パートタイム労働者等は、年間約100名を雇用しています。

最後に農機具等所有状況につきましては、出荷調整倉庫3000㎡が1棟、トラクターが3台、コンバインが2台、田植機が2台等を所有しており、南彩農協管内唯一多収性品種に取り組んでおります。

	<p>市といたしましては、農業経営状況等から判断して、3件の借受者に貸借することについては支障なしと考えますが、農業委員の皆様の御審議をお願いいたします。</p> <p>補足</p> <p>今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>農業委員会で意見決定後に、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書を提出します。農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第27号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第25号から第27号に係る全ての議事を終了いたします。</p>
議長	<p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p>協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</p>	
議長	<p>協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は7件でございます。</p> <p>総会資料の8から10ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、共同住宅敷のための転用です。</p> <p>番号2につきましては、住宅敷拡張のための転用です。</p> <p>番号3から7につきましては、住宅敷のための転用です。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

協議報告事項2 その他

議長

質疑もないようですので、協議報告事項2その他に移ります。
事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

○適正な業務執行について

埼玉県農業会議から別添のとおり通知がありました。
参考として配布いたします。

○農地転用等許可後の現地確認について

H29年1月～12月までの議案とした5条の案件について、目的通りの利用がされているかの確認をお願いしたい。(3条4条は申請が無かった)
別添の議案書のコピーの各案件に、担当する委員さんの名前を入れてあるので、現地を確認いただき、工事が終わっていれば「済」、工事中であれば「工事中」、何もやっていないようであれば「農地のまま」や「不耕作地」等を代表地番の下や脇に記入して1月総会時に提出してください。

○農業者等と農業委員会との意見交換会について

農業委員会法では、「関係行政機関等に関する農業委員会の意見の提出」の活動として、国や県、市等に対して施策等の意見を申し入れることが制度化されております。

そして、意見交換会は国等へ提出する意見の参考とするために開催することを県から指示されているものです。

- ・別添通知「農業者等と農業委員会との意見交換会について」のとおり
- ・2月8日開催の農業講演会終了後に引き続き同会場にて実施予定。
- ・役職に就いている方(進藤会長、吉澤委員、関山委員、小島委員、江口委員、斎藤推進委員、渡邊推進委員、飯田推進委員)は出席をお願いしたい。
- ・意見交換会としているが、実際は新規就農予定者の相談を受ける場と考えていただいよい。(技術だけではなく、地域とのつながりが重要である等。農業をする上での心得など。)

会長

制度化されているとのことなので、出席について御協力をお願いいたします。

事務局

○農業委員活動記録の提出について

皆様からの提出を確認できました。ありがとうございました。

事務局

○来月の農地改良等現地パトロールについて

1月8日 関山委員・篠津地区推進委員

1月22日 荒井委員・大山地区推進委員

必要に応じて日程変更をお願いします。

事務局

○来月総会について

1月25日(金)午前9時。

議事録署名委員の江口委員、大山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

事務局	<p>○本日の農業委員会研修会について 研修会は10時10分から始めます。</p>
議長	<p>以上で、協議報告事項2その他を終わります。</p>
大久保推進 委員	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>
事務局	<p>今月、総会資料が郵送で届きましたが、先月資料の差替のみで今月分の資料が入っておりませんでした。資料の送付は今月からではなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>推進委員の方々への総会資料の郵送については、平成31年1月からを予定しています。</p>
議長	<p>今月、郵送で送付させていただいた資料については、先月資料に差替が発生したことによるものです。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p>【終了 午前9時50分】</p>